

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>こうした要請に我が国金融システム全体としての的確に伝えていくことはもとより当然であるが、特に、海外送金等の業務を行う金融機関等においては、日本国内のマネロン・テロ資金供与の動向のみならず、外国当局による監督も含め国際的なマネロン・テロ資金供与対策の動向を十分に踏まえた対応が求められる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>金融機関等においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣の主体的な関与も含めた地域・部門横断的なガバナンスにより、継続的に取組みを進める必要がある。</p> <p>(中略)</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>こうした要請に我が国金融システム全体としての的確に伝えていくことはもとより当然であるが、特に、海外送金等の業務を行う金融機関等においては、日本国内のマネロン・テロ資金供与の動向のみならず、外国当局による監督も含め国際的なマネロン・テロ資金供与対策の動向を十分に踏まえた対応が求められる。</p> <p><u>なお、テロ資金供与対策については、テロの脅威が国境を越えて広がっていることを踏まえ、金融機関等においては、テロリストへの資金供与に自らが提供する商品・サービスが利用され得るという認識の下、実効的な管理態勢を構築しなければならない。例えば、非営利団体との取引に際しては、全ての非営利団体が本質的にリスクが高いものではないことを前提としつつ、その活動の性質や範囲等によってはテロ資金供与に利用されるリスクがあることを踏まえ、国によるリスク評価の結果（犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」）やFATFの指摘等を踏まえた対策を検討し、リスク低減措置を講ずることが重要である。</u></p> <p><u>このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（国際テロリスト財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた態勢の構築が必要である。</u></p> <p>金融機関等においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣の主体的な関与も含めた地域・部門横断的なガバナンスにより、継続的に取組みを進める必要がある。</p> <p>(中略)</p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>II リスクベース・アプローチ</p> <p>(中略)</p> <p>II-2 リスクの特定・評価・低減</p> <p>(1) リスクの特定</p> <p>(略)</p> <p>なお、検証に際しては、国によるリスク評価の結果（<u>犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」</u>）を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案していくことが重要である。</p> <p>他方、こうした分析等は、複数の金融機関等に共通して当てはまる事項を記載したものであることが一般的であり、金融機関等においては、これらを参照するにとどまらず、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定しておく必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) リスクの低減</p> <p>(i) リスク低減措置の意義</p> <p>(略)</p> <p>(注) リスク低減措置のうち、特に個々の顧客に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、本ガイドラインにおいて</p>	<p>II リスクベース・アプローチ</p> <p>(中略)</p> <p>II-2 リスクの特定・評価・低減</p> <p>(1) リスクの特定</p> <p>(略)</p> <p>なお、検証に際しては、国によるリスク評価の結果を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案することで、<u>各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要である。</u></p> <p>さらに、こうした分析等は、複数の金融機関等に共通して当てはまる事項を記載したものであることが一般的であり、金融機関等においては、これらを参照するにとどまらず、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定しておく必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) リスクの低減</p> <p>(i) リスク低減措置の意義</p> <p>(略)</p> <p>(注) リスク低減措置のうち、特に個々の顧客に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、本ガイドラインにおいて</p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>は、「顧客管理」(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)と呼ぶ。 個々の顧客に着目した手法のほかにも、取引状況の分析・異常取引の検知等の<u>手法</u>があり、これらを組み合わせて実施していくことが有効である。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)</p> <p>(略)</p> <p>顧客管理の一連の流れは、取引関係の開始時、継続時、終了時の各段階に便宜的に区分することができるが、それぞれの段階において、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施する必要がある。</p> <p>自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国 PEPs(Politically Exposed Persons) (注1)や特定国等(注2)に係る取引を行う顧客も含め、より厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence: EDD)を行うことが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence: SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>は、「顧客管理」(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)と呼ぶ。 個々の顧客に着目した手法のほかにも、取引状況の分析・異常取引の検知等の<u>個々の取引に着目した手法</u>があり、これらを組み合わせて実施していくことが有効である。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)</p> <p>(略)</p> <p>顧客管理の一連の流れは、取引関係の開始時、継続時、終了時の各段階に便宜的に区分することができるが、それぞれの段階において、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施する必要がある。</p> <p><u>金融機関等においては、これらの過程で確認した情報を総合的に考慮し、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、</u>自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国 PEPs(Politically Exposed Persons) (注1)や特定国等(注2)に係る取引を行う顧客も含め、より厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence: EDD)を行うことが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence: SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らの</p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>⑥～⑦（略）</p> <p>⑧ 後記「(v)疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること イ.～ハ.（略） ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、定期的に顧客情報の確認を実施し、かつ確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること</p> <p>ホ.（新設）</p> <p>⑨（略）</p> <p>（中略）</p> <p>(iii)～(vi)（略）</p> <p>(vii) データ管理(データ・ガバナンス)</p> <p>（略）</p> <p>【対応が求められる事項】 ①（略）</p>	<p><u>マネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること</u></p> <p>⑦～⑧（略）</p> <p>⑨ 後記「(v)疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること イ.～ハ.（略） ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、定期的に顧客情報の確認を実施するとともに、<u>例えば高リスクと判断した顧客については調査頻度を高める一方、低リスクと判断した顧客については調査頻度を低くするなど、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること</u></p> <p><u>ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客のリスク評価を見直すこと</u></p> <p>⑩（略）</p> <p>（中略）</p> <p>(iii)～(vi)（略）</p> <p>(vii) データ管理(データ・ガバナンス)</p> <p>（略）</p> <p>【対応が求められる事項】 ①（略）</p>

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p> <p>②（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p><u>② ITシステムに用いられる顧客情報、確認記録・取引記録等のデータについては、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること</u></p> <p>③（略）</p> <p>（以下略）</p>